記者発表資料

平成２７年　３月１１日
酒田河川国道事務所

河川協力団体の指定証授与式を行います

～酒田河川国道事務所管内の河川協力団体で３団体目の指定～

「山形県ボート協会」は、酒田河川国道事務所が募集した河川協力団体の指定に申請し、平成２７年３月２日付けで東北地方整備局長より河川協力団体として指定されました。
酒田河川国道事務所では、指定された「山形県ボート協会」への指定証の授与式を以下のとおり行いますので、ご案内します。

平成２５年６月公布の「水防法及び河川法の一部を改正する法律」により、「河川協力団体制度」が創設されました。
河川協力団体制度は、自発的に河川の維持、河川環境の保全・啓発等に関する活動を行うＮＰＯ等の民間団体を支援するものです。
今後、河川協力団体に河川管理のパートナーとして活動していただくことで、多岐にわたり、かつ、地域の実情に応じた河川管理の充実が図られるものと期待されます。
東北地方整備局では、平成２６年月４月２４日付けで２９団体が「河川協力団体」に指定されております。
今回、二回目の「河川協力団体」の募集に東北地方整備局全体で１６団体からの応募があり、審査の結果、全ての団体が指定されることとなりました。

記

・日　　時：平成２７年３月１９日（木）１５：００～１５：３０

・場　　所：酒田河川国道事務所　２Ｆ　大会議室

・指定団体：山形県ボート協会

＜発表記者会＞　酒田記者クラブ、鶴岡記者会、エフエム山形、酒田エフエム

お問い合わせ先

国土交通省　東北地方整備局　酒田河川国道事務所

河川副所長　森（もり）　禎一（ていいち）　TEL　0234-27-3331

河川管理課長　細川（ほそかわ）　和彦（かずひこ）　TEL　0234-27-3497